

第 33 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 8年 3月27日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 8年 3月27日(金) 15時30分～16時27分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件
- 日程第7 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件
- 日程第8 議案第5号 令和8年度最適化活動の目標設定等の決定の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係 佐伯 雛

●議事録署名委員

7番 山川 直孝 8番 小林 幸雄

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、7番 山川委員、8番 小林委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町伏美13線外、合計9筆、公募・現況地目とも畑、合計面積44,026㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、令和8年2月26日に受理し、2月27日付けで受理通知書を発行しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、嶋崎あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。3月16日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、中捨委員、土屋委員、鳥本委員、高橋委員、そして私嶋崎、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番から番号3番について、賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、嶋崎あっせん委員長より説明のありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外、合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積41,924㎡です。令和8年1月31日賃貸借の解約について合意し、通知されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線外、合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積35,451㎡です。令和8年1月31日賃貸借の解約について合意し、通知されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積29,696㎡です。令和8年3月3日賃貸借の解約について合意し、通知されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の

規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積29,696㎡について売買の申請です。調査票のとおり農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、芽室町斎場から南に500m、西に800mに位置している農地です。3年前から賃貸借している農地で、譲受人は、畑作物のほか種子長いもを取り入れるなど経営の拡大をしています。数年後には後継者も就農予定であり労働力も問題ないとともに、近隣では比較的小規模な経営地であり地域からの理解も得られており、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上伏古9線外、合計11筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積290,378㎡について贈与の申請です。調査票のとおり農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上伏古10線の自宅周辺と、元屋敷周辺に位置している農地です。譲受人は、就農して32年目のベテランで、現在は、息子夫婦を含め三世代で営農しております。本申請は、親から子への贈与であり、周辺への影響もないことから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号3番】土地の所在は、芽室町上伏古11線外、合計11筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積342,554㎡について贈与の申請です。調査票のとおり農地法第3条第2項各号について、

許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川 直孝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、JA旧坂の上店から南に約3.5km、11線の14号から16号周辺の農地です。譲受人は、結婚を機に就農し20年を迎え現在は経営主として営農しております。本申請は、親から子への贈与であり、周辺への影響もないことから、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩とします

15時47分 休憩

15時48分 再開

○議長（島部会長） 休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号4番】土地の所在は、芽室町中伏古東1線外、合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積55,963㎡について贈与の申請です。譲受人は、現在、譲渡人が申請地を貸付けしている法人の構成員であります。調査票のとおり農地法第3条第2項各号及び農地法関係事務処理基準の不許可の例外にあたり、許可相当と判断されることから許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 中捨委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約10km南、中伏古地域に位置している農地です。譲受人は、就農して10年目で、小麦、馬鈴薯などの作付けする農地所有適格法人の構成員で、自らの農業に従事しております。本申請は、親から子への贈与であり、周辺への影響もないことから、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号5番】土地の所在は、芽室町中伏古東1線外、合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積69,161㎡について贈与の申請です。譲受人は、現在、譲渡人が申請地を貸付けしている法人の構成員であります。調査票のとおり農地法第3条第2項各号及び農地法関係事務処理基準の不許可の例外にあたり、許可相当と判断されることから許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 中捨委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約10km南、中伏古地域に位置している農地です。譲受人は、就農して10年目で、小麦、馬鈴薯などの作付けする農地所有適格法人の構成員で、自らの農業に従事しております。本申請は、親から子への贈与であり、周辺への影響もないことから、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号6番】土地の所在は、芽室町平和西13線外、合計37筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積302,076㎡について贈与の申請です。譲受人は、現在、譲渡人が申請地を貸付けしている法人の構成員であります。調査票のとおり農地法第3条第2項各号及び農地法関係事務処理基準の不許可の例外にあたり、許可相当と判断されることから許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から北に約12km、平和地域に位置している農地です。譲受人は、就農して27年目で、現在は、自身が代表を務める法人が堅実に営農しており、申請地について使用貸借権をその法人が受け耕作しており、引き続きその法人が営農を継続すると思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号1番から整理番号10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号1番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外、合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積41,924㎡を賃貸借するものです。

【整理番号2番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外、合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積18,370㎡を賃貸借するものです。

【整理番号3番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線、公簿・現況地目とも畑、面積23,554㎡を賃貸借するものです。

【整理番号4番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線外、合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積40,159㎡を賃貸借するものです。

【整理番号5番】土地の所在は、芽室町上芽室南2線外、合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積40,159㎡を賃貸借するものです。

【整理番号6番】土地の所在は、芽室町平和西13線外、合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積69,566㎡を賃貸借するものです。

【整理番号7番】土地の所在は、芽室町平和西14線外、合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積98,230㎡を賃貸借するものです。

【整理番号8番】土地の所在は、芽室町平和西15線外、合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積23,722㎡を賃貸借するものです。

【整理番号9番】土地の所在は、芽室町坂の上9線、公簿・現況地目とも畑、面積19,830㎡を賃貸借するものです。

【整理番号10番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,034㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号1番から整理番号10番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号1番から整

理番号10番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号1番から整理番号10番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第7 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件を議題といたします。まず、指針の検証について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件。芽室町農業委員会の農地等の利用の最適化に関する新について審議を求める。

指針については、3年ごとに検証と見直しをするとされており、前回令和5年3月に検証及び見直しを行っております。指針の検証（案）については議案書をご確認ください。

○議長（島部会長） これより、指針の検証の内容について、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。検証については、以上とします。引き続き、指針の見直し（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（土田） 指針の見直し（案）については、議案のとおりです。直近の数値を反映するなどの見直しを行っており、指針の考え方について大きな変更はありません。

○議長（島部会長） これより、指針の見直し（案）について、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。提案のありました農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての検証及び見直しについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第8 議案第5号 令和8年度最適化活動の目標設定等決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第5号 令和8年度最適化活動の目標設定等決定の件を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第5号 令和8年度最適化活動の目標設定等決定の件。芽室町農業委員会の令和8年度の最適化活動の目標設定等について審議を求める。令和8年度の目標設定等について、昨年の目標に時点修正を加えたもので、引き続き現在の活動を継続するものとなっています。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。提案のありました令和8年度最適化活動の目標設定等について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 以上で、議案第5号を終わります。

○議長(島部会長) 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第33回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

(16時27分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8年 3月27日

議長(農業委員会会長)

島部 亨

会議録署名委員

山川 直孝

会議録署名委員

小林 幸雄

